

(様式1)
報道資料提供

提供日	令和 5 年 8 月 22 日 (火)
発表事項 (タイトル)	個人情報の漏えいについて
要旨・経緯	<p>阪南市において、下記受給者証等を交付する際、障がい者と指定特定相談支援事業所との契約に基づき、受給者証等を指定特定相談支援事業所にお渡ししているが、誤って別の事業所にお渡ししていたことが判明しました。このような事態を招きましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に取り組んでまいります。</p> <ul style="list-style-type: none">・(介護給付費 訓練給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給(給付) 決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書・障害福祉サービス受給者証・地域生活支援事業 支給決定通知書・地域生活支援事業サービス受給者証 <p>1. 流出した情報</p> <ul style="list-style-type: none">・氏名、居住地、生年月日、障害支援区分、受給者証番号、障害種別(数字)、有効期間、サービス種別、支給量等、支給決定期間 <p>2. 事案の経緯</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年8月17日(木)、A事業所より契約していないB氏の受給者証等を市役所窓口で受け取ったと担当課に連絡があった。・B氏の受給者証等を誤ってA事業所のファイルに保管し、A事業所に渡してしまったことが判明した。・B氏に謝罪するため8月21日(月)にB氏のケアマネジャーに同席をいただいた上でB氏に面談し、謝罪を行った。 <p>3. 流出の原因</p> <ul style="list-style-type: none">・受給者証等をファイルに保管する際、別の事業所ファイルに誤って保管してしまった。・A事業所に受給者証等をお渡しする際、受給者証に記載の指定特定相談支援事業所名を確認することを怠った。 <p>4. 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none">・受給者証等をファイルに保管する際は、誤りがないかダブルチェックを行う。・受給者証等を事業所にお渡しする際、受給者証に記載の指定特定相談支援事業所名を確認する。
広報ポイント	
添付資料	なし
担当課	阪南市役所 健康福祉部 市民福祉課 担当者：梶間、小谷 TEL072-489-4520 FAX072-473-3504 (代表)